

岩手県告示第549号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和4年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宮古海岸津軽石地区海岸赤前地先海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点28までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点28と基点1を直線で結んだ線によって囲まれた

区域

- 基点1 北緯39度35分12秒52151、東経141度56分58秒75094
- 基点2 北緯39度35分15秒62919、東経141度56分57秒85308
- 基点3 北緯39度35分15秒23121、東経141度57分03秒52758
- 基点4 北緯39度35分10秒76429、東経141度57分12秒53960
- 基点5 北緯39度35分09秒81552、東経141度57分28秒93964
- 基点6 北緯39度35分08秒40712、東経141度57分29秒59788
- 基点7 北緯39度35分07秒88675、東経141度57分31秒18632
- 基点8 北緯39度35分07秒57142、東経141度57分31秒11073
- 基点9 北緯39度35分07秒35146、東経141度57分29秒34411
- 基点10 北緯39度35分07秒20459、東経141度57分29秒25800
- 基点11 北緯39度35分07秒02389、東経141度57分27秒74212
- 基点12 北緯39度35分06秒81295、東経141度57分27秒18943
- 基点13 北緯39度35分06秒73865、東経141度57分26秒38305
- 基点14 北緯39度35分06秒67832、東経141度57分24秒62128
- 基点15 北緯39度35分06秒55393、東経141度57分23秒90705
- 基点16 北緯39度35分06秒09791、東経141度57分22秒89755
- 基点17 北緯39度35分06秒74524、東経141度57分22秒07961
- 基点18 北緯39度35分07秒18448、東経141度57分21秒13421
- 基点19 北緯39度35分07秒34900、東経141度57分16秒09115
- 基点20 北緯39度35分07秒45331、東経141度57分13秒80533
- 基点21 北緯39度35分07秒60858、東経141度57分12秒39906
- 基点22 北緯39度35分07秒93596、東経141度57分10秒91534
- 基点23 北緯39度35分08秒82575、東経141度57分09秒35701
- 基点24 北緯39度35分09秒29971、東経141度57分07秒72942
- 基点25 北緯39度35分09秒55275、東経141度57分05秒75798
- 基点26 北緯39度35分10秒20954、東経141度57分04秒42751
- 基点27 北緯39度35分11秒61643、東経141度57分01秒85304
- 基点28 北緯39度35分12秒70051、東経141度56分59秒76965

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。